

## 第75回長崎県個人情報保護審査会会議録

### 1. 会議の日時及び場所

- (1) 日時 平成29年7月21日(金) 午前10時から正午まで
- (2) 場所 長崎市出島町12-20 長崎タクシー会館 4階会議室

### 2. 出席した委員の氏名

堀江憲二会長、小林透委員、小松文子委員、長尾久美子委員、武藤智浩委員

### 3. 出席した庶務担当職員

県民センター 田中センター長、荒川補佐、荒木係長、中西主任主事

### 4. 会議に付した案件の名称

- (1) 長崎県個人情報保護条例の改正要旨について
- (2) 諮問(不)第15・16・17号事案の委員の除斥について
- (3) 諮問(不)第15号事案の審議

### 5. 会議結果

- (1) 長崎県個人情報保護条例の改正要旨について事務局から報告がなされた。

### 6. 議事内容

#### (1) 長崎県個人情報保護条例の改正要旨について

(堀江会長)

それでは、「長崎県個人情報保護条例の改正要旨」について、事務局の方から説明をお願いします。

#### 【事務局説明】

(堀江会長)

ありがとうございました。

ただいまの説明に関しまして、ご質問等ございませんか。

(小林委員)

改正個人情報保護法というのは、国の法律ですよ。今回、これが変わりましたと。で、条例というのは、地域ごとに特殊な事情があるので、法律に基づいて足りない部分を決め

るのが条例だと理解しているんですけども、今回の条例の改正というのは、基になる法律が変わったので、それに合わせて条例に関係する部分を変えますという理解で正しいでしょうか。つまり、確認したいのは、それ以外に長崎県独自で、今回の法改正には関係ないんですけども、特殊の事情で変えたようなことはあるのでしょうか。

(事務局)

法体系上は、基本法といいましても、全てにおいて、法で自治体を縛るわけではございませんので、考え方の基本を保護法で定めまして、個々の具体的な規制の内容は、民間事業者向けのものになっております。ただ、そういった理念とか考え方に基づきまして、国の機関が持っている個人情報については、行政機関個人情報保護法の中で取り扱いを決めていきたいと思います。県が持っている個人情報については、条例の中で取り扱いを決めていきたいと思いますというふうになっておりますが、マイナンバーという全ての機関にかかってくるような個人情報が出てまいりまして、そういったものについては、法をベースにした個人情報保護の考え方を使っております。ただ、マイナンバーにおける個人情報の取り扱いも、条例の中で定めていることになっておりますので、できるだけ、今、国の法律の方と条例の基本的な部分は齟齬がないようにしておきたいというようなのがございまして、今回、改正した定義の部分というのは、まさしく個人情報の取り扱いの基本となる部分だったので、そこをできるだけ国と合わせるような形でということで、規定をしていったということでございます。県が持っている色々な個人情報を今後活用するにあたって、まだ改正ができていないような説明をいたしました。要配慮個人情報であったり、匿名加工情報であったりというふうな部分を、今後、条例の中でどう規定していくかというのを今検討しております。今回の中では特に県の独自の事情に基づいた改正というのはないですが、一つあるのは、先ほど言いました、事業者にかかる部分というのが、国の方が5千人を超える事業者しか対象にしていなかったのが、5千人以下の事業者には何かしら不適切な取り扱いがあった場合には、県の条例の中で是正勧告をやっていきたいと思います。法律の中で全ての事業者が対象になるということでしたので、そこは二重の規定は設ける必要はないだろうということで、今回、それを削除させていただいたということで、そこは県独自の取り扱いということになってまいります。

(堀江会長)

これは全国の都道府県に対して、総務省から指導があって、それに基づいて条例改正を行ったということですね。47都道府県、大体同じような改正をしているわけですね。

(事務局)

そうですね。県によってしているところ、していないところ、まだ検討中というところもございますので、全てが同じような形でやったわけではございませんし、先に要配慮や

匿名加工情報の規定を設けたところもございますので、必ずしも全国一斉にはできていないのですが、国からは一定、そういった法律に基づいた改正をしてくださいというようなお話がっております。

以後の議事内容は非公表